

農村社会における老人層の生活史と地域老人福祉の諸条件

——北海道酪農専業地帯の事例を通して——

小林 甫

本稿は、高度経済成長期に「大規模」酪農専業地帯を形成した、北海道の一地域社会における老人生活の実相、とりわけ地域産業・社会構造変動下の老人諸個人の家族生活史を検討することによって、「地域福祉」の問題を考察しようとするものである。

Ⅰ 農村における老人福祉問題への視点

わが国における高齢者生活問題を顕在化させた歴史的起点は、高度経済成長に伴う、イエ・ムラを基軸とする地域社会構造の急激な変動に求めることができる。したがって、老人問題把握のためには、かかる地域社会変動＝住民生活変容それ自体がとらえられねばならない。そうして、「コミュニティ」論は「地域支配構造論」とともにその有力な潮流であり、「地域開発」と住民生活・住民運動への着目を媒介として、「社会開発」論・「生活構造」論等を展開させたところに、地域支配構造論とは違った「新しさ」があった。しかしそれは、結局のところ「新中間層的価値観念」（奥田道大氏）であり、「農村じたいに内在している問題を包摂している、との保証はない。¹⁾

他方、「地域社会の崩壊と地域問題の噴出のなかでコミュニティづくりを志向」した「行政コミュニティ論²⁾」は、フィジカルな施設整備を介して住民の連帯性を涵養せんとした。農村「社会開発」においても、コミュニティ・センターや生活環境整備の効率的達成が企図された。しかしそこでは、園田恭一氏の指摘のごとく、「集落や地域社会の担い手である、個々の家族集団の生活や暮らしのあり方ということには十分なる考慮が払われていない。³⁾

1975年、新全総総点検作業中間報告は高度成長以後の

農村社会の変貌を総括し、「農業集落の過疎化と混住化の問題は、農村住民の日常生活に大きな影響を与えるばかりでなく、農業生産の維持充実と農業経営の発展の上からも、多くの問題を投げかけている。⁴⁾」と分析した。そこから三全総は、農業生産の維持拡大（専業的農村集落地域においては高生産性農業の展開、そのための地域農業生産システム）と、集落とりわけ部落会を中核とする新しいルーラル・コミュニティの育成という「定住圏」構想を提起した。それは人間居住環境の総合整備を志向するものだが、自治省若手の永田尚久・蒲谷亮一両氏の指摘のように「依然として、開発志向型の計画」であり、かつ「過疎地域については、あまり言及していない⁵⁾」。

ところで、現代の「過疎」農村問題は同時に老人問題である。そうして都市勤労者の老人問題に比し、農家・農業集落のみでなく、農村市街地（田舎町）を含む農村地域社会の高齢者生活問題の追及は、必ずしも十分ではない。三全総においても、老人の位置づけは、住宅→庭いじり・幼児のおもひ、隣保圏→対話、集落→老人クラブ、（基礎集落圏→薬局）、定住区→ホームヘルパー組・織地区老人クラブ、（市町村→病院）、定住圏→温泉というものであり⁶⁾、「高年齢労働力の開発及び活用をビルド・イン」した「地域政策」（永田・蒲谷）⁷⁾ではない。

かかるなかで、近時、老人福祉における「コミュニティ・ケア」が提唱されている。それは施設サービスだけでなく、「居宅における対象者の能力を維持・回復・開発せしめ、さらにこれらの人々をコミュニティに統合していくような援助⁸⁾」を行なわんとするものである。その基底には、老人に対する「劣等処遇的」な「隔離収容

1) 奥田道大ほか編『都市化社会と人間』、4ページ。

2) 橋本正己・三浦文夫編『地域活動論』の「あとがき」（三浦）、338ページ。

3) 園田恭一『現代コミュニティ論』、180ページ。

4) 国土庁編集協力『三全総と農林漁業』所収、190ページ。

5) 永田尚久・蒲谷亮一『地域政策』、304、309ページ。

6) 上掲『三全総と農林漁業』、135ページの図2参照。

7) 上掲『地域政策』、41ページ。

8) 三浦文夫「社会福祉行政における施設サービスと居宅サービス」『ジュリスト』537号、62ページ。

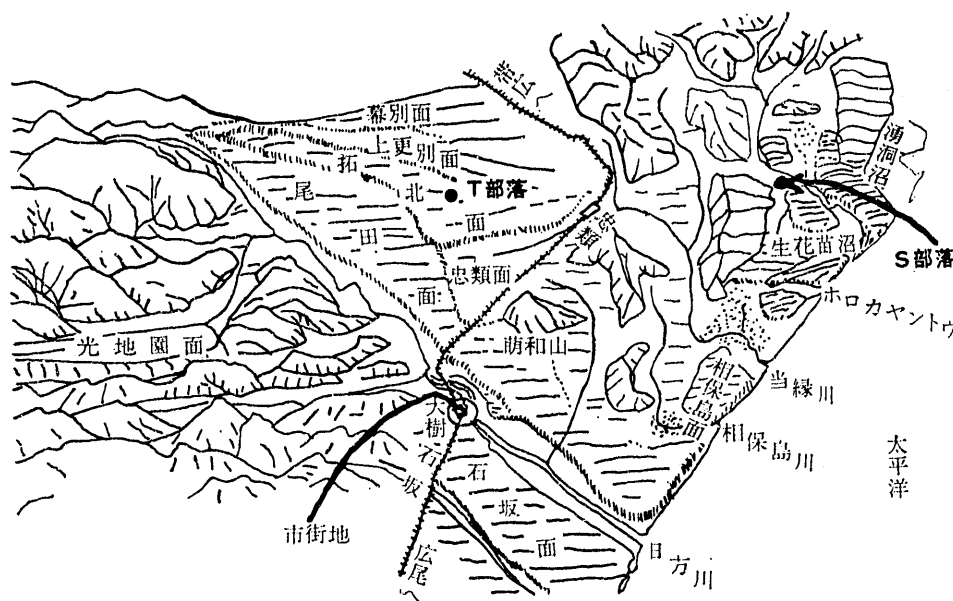


図1 大樹町付近の鳥瞰図（忠類は隣村）

主義」からの「脱皮」（三浦文夫氏）注9との発想がある。老人層への居宅サービスはさらに充実させられるべきものであるが、しかし高度成長を起点とする「過疎化と混住化」の農村地域社会の高齢者生活問題においては、福祉サービスの側面からのアプローチだけではすまされない。なぜなら、農家や零細都市自営にとって、「医療や老齡が問題になった時には、もう、すべてが終わっている。¹⁰⁾」そこに至る過程、「窮乏化」の進行と貧困要因の結び付きの在り方が問題（籠山京氏）だからである。

しかしながら、農村地域社会における「窮乏化」の原因とその発現過程は、地域産業変動過程とのかかわりにおいて、しかも生産＝生活組織体としての「家」の変容過程の問題を入れて、追及されなければならない。そのさい、「老いがみつめてきた地域の生活史¹¹⁾」、すなわち老人層がその苦闘を通して創出せしめてきた地域産業・地域社会、そのなかにおける家族の生活史という視点が必要であろう。

かかる視点から、本稿は、北海道南十勝・大樹町の事例に基づき、第1に地域産業構造変動に対する資本および行政の論理と農民層の対応、第2に老人層の家族生活史と自営分解過程、第3に町老人福祉施策の展開下の老人層の社会関係と被扶養志向、第4に農村地域社会における老人福祉の諸レベル、について考察していく。

9) 三浦文夫「老人福祉対策の課題」『季刊社会保障研究』1972年5月34ページ。

10) 籠山京「戦後における貧困層の創出過程」158—9ページ。

11) 小倉真二「地域福祉の現状と課題」『ジュリスト』537号、151ページ。

II 大樹町における産業構造変動の論理

大樹町は帯広の南、国鉄広尾線で60kmの、酪農と福祉を看板とする町である。その町史を繙くと、「福祉の町」づくりは1960年代に入ってからであり、ちょうど、「大規模」酪農専業体制への移行期にあたる。その前提に産業基盤の確立、酪農化のための長い努力があった。すなわち、大樹町は1886（明治19）年、十勝の拓聖・慶応義塾出身の依田勉三の勉成社による東部地域の開拓に始まる。それは同時に牧畜業をこの地域にうつげんとする最初の努力——牛酪煉乳製造と東京への搬出・販売——であったが、地域社会に根づくまでに至らない。勉成社も木材加工などに転進した後、1925年の依田勉三の死とともに終わる。晩成社の小作農民は自作化し、現在のS部落を形成するも、自家消費的な畑作（戦中期馬産）が山仕事兼業のもとで1950年代まで続いた。

他方、現在の市街地周辺の開拓はこれと異なり、十勝原野殖民区画に基づく無願開墾であって、日清戦争後、最初の入植者が原野に入る。そこでは道庁（帯広農業試験場等）の指導下、麦・雑穀・亜麻・ビートのほか、水稻が試作され、馬産も奨励された。1904（明治39）年には南部牛購入による畜牛も指導される。——このように、体制的誘導下、農業と地域社会が創出せしめられたのであったが、第1期北海道拓殖計画下の大正年間、穀菽農業、とりわけ豆類重点の主産地を形成するに至る。

しかし第1次大戦後、価格騰落・地力低下等、穀菽農業は限界に直面していた。そこから、酪農化がふたたび

見直される。すなわち、人口政策・食糧政策を基底におく第2期北海道拓殖計画(1927年)下、民有未墾地・未開墾国有地の解放に伴い、また国鉄広尾線の開通(1928年)もあって、多くの入植者が原野に入る(1928年の農家数510戸、1936年1,000戸)わけだが、1931年以後の長期大凶作は全道開拓地の穀菽農業に決定的ダメージを与えた。そうして、農民層の圧力のもと、——たとえば1925年に「煉乳工場の浮沈に左右される酪農家の苦境を背景」として全道的に成立していた北海道製酪販売組合連合(酪連)は、「希有の冷水害」にあたり「有畜農業推進」を強力に主張——、第2期拓殖計画は修正され、大家畜三頭主義、それに基づく道庁貸付牛制度ができる。またアメリカ農法を志向した北海道拓殖実習場(大樹町尾田地区、1932年)も有畜化を推進した。

こうしたなかで、1918年頃より乳牛が入りはじめていた大樹町では、1935年より帯広の明乳工場に原料乳送乳、つづく1938年には酪連の集乳所誘致に成功するほどの、酪農生産を形成した。戦中も隣町に設立された、軍需物資・カゼイン乳糖の酪連工場に送乳し、また町内に新たに4ヵ所(尾田ほか)酪連集乳所を誘致する。こうして、「本村の地域性が有畜農業の経営が一番安定であることが、全村的に認識される」(町史)ようになるが、戦前段階、まだ酪農は産業の中軸ではない。1938年当時、乳牛581頭に対し馬2,846頭であったことに端的に示されるごとく、軍需目的にそう馬産・燕麦、また1940年の帝国製麻工場設立に伴う亜麻生産等の農家が主体であった。戦中は馬鈴薯の作付強制、供出、兵役が入植農家を苦しめ、多くの「家」が部落を去った。

戦後、復員者、また緊急開拓者を迎え、生産と生活の再建が作付統制のもとでなされる。それは、戦中期における酪農家数の増加(1938年266戸、1944年351戸)を背景に、K.K.北海道興農公社(酪連の後身、1941年)の中間集乳工場(1945年竣工、1947年操業開始、全乳半濃縮、従業員8名)の誘致をもってはじまる。町は人工授精所をたてる。その後、1950年の統制解除により一時期、豆作が盛んとなり、十勝豆作地帯の一角を形成するが、1953・54・56年の連続した冷害(1949年農家数1,395戸、55年995戸)を契機に、畑作農家のあいだにも酪農との混同経営が一般化していくことになる。

以上、かいつまんでみてきたような地域産業の形成過程は、土地取得の夢をいだいて渡道した農民たちの、寒冷地での営農確立、地域社会形成の苦汁に満ちた試行錯誤の歴史であった。そうした過程のなかから、酪農化の方向が一定の必然性をもって、しかもイノベーターズの

努力のもとに、一歩ずつ地域社会に定着してきたのである。そうして、看過してならないことは、農民層のなかに基盤をおく組織(=酪連)として出発し、「国策即応」の興農公社をへて、1950年過渡経済力集中排除法により製乳会社となった雪印乳業の役割である。1930年代から戦中・戦後初期にかけての酪農生産の前進は、同社の集乳所・集乳工場を媒介してのものであったが、1950年以降、同社はその企業活動として「酪農新生運動」を行ない、農民のあいだに酪農青年研究会等を組織、営農・技術指導への期待に一定、答えることによって、「農民組織の乳業会社」という評価をいだしめた。それゆえ、1954年の明治乳業の帯広進出による集乳合戦に際しても、「大樹町のみは雪印一本出荷を完遂」(町史)したのである。

ところで、大樹町の酪農生産は、1962年の農業基本法下、とりわけ第1次農業構造改善事業が導入された1967年以降、急速に「大規模」酪農専業体制へと転換した。この間、1960年の人口10,932人は1975年の8,619人へと減少し、農家戸数は同時期、1,073戸から525戸へと半減する。そこには、町内酪農中心地の一つ、T部落のイノベーター⑦が、「農業近代化がいわれた頃、10%成長だというので、牛を年に1頭ずつ増やせばいいと思ったが、経済はそれより急速に進んだ。高度成長は大変なものだった」と語る言葉に端的な、農民層の体験と論理を越えた、「外圧」としての「大規模」酪農専業体制の形成を導く論理があった。それは雪印乳業社史のいうところの、「大型合理化工場による集中量産体制」と関連している。

すなわち、高度成長期の開始とともに同社は「量産体制整備時代」(1956~59年)に入るが、その契機は1955年の農林省「集約酪農地域指定」にあった。雪印は全国指定地域84のうち34地域での中心工場設立権を獲得し、集乳体制を強化、分離会社の合併とともに「市乳事業飛躍時代」(1959~62年)を現出させた。こうした体制のもとで、1963年以降、貿易自由化の対応としての「集中量産体制」がくる。全国145の製造工場・集乳工場・集乳所の「合理化」とならび、農民への「補導業務」、すなわち増産体制の整備充実、夏冬乳偏差の是正、乳質改善、衛生補導が推進された。——この期以降、所謂「ゴールなき拡大」が進行するが、社史の言葉では「量産量販推進時代」(1966~71年)とされる。

かかる企業の動向が大樹町ではいかにうけとめられたか。まず自治体の積極的対応がある。1953~56年冷害を契機に、町長S氏等は奔走して集約酪農地域指定をう

け、雪印大樹工場（主にチーズ製造、従業員 123 名、町内外 4 集乳所閉鎖、更別・広尾工場の統轄）が中心工場として設立される。ついで 1962 年、第 1 次構造改善地域指定をもと（S 氏は 1967 年に雪印取締役就任）。しかし、1958～62 年当時、町全体の酪農収入割合は 40% 以下で、先進農家においても、畑作と「乳牛 6 頭の文化的生活」（T 部落⑥、1958 年）が志向されていたわけであるから、構造改善事業を導入しての「大規模化」に対しては危惧があった。そうした事態を反映して、当時の農協組合長（1952～72 年在職、T 部落⑫）は、「構造改善の指定を受けたが、それには賛成でなかった。借金が非常に多いのに、この上借金させてどうなるか」と判断していた。

しかしこうした状況は 1964 年と 66 年の厳しい大冷害、その前後の長雨不作、農作貧乏等による豆作の壊滅的打撃のあと、農民の側の論理からも変更を迫られる。そこには粗飼料に依拠した混同農業における肉体摩耗の労働という矛盾もあった。そうして、1966 年 9 月の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（不足払い制度）の成立とともに、農協は「大樹は畜産以外に方法はないと決意」（⑫）、翌 1967 年の町「酪農近代化計画」、雪印大樹工場の増改築・設備増強（チーズ製造東洋一、従業員 139 名、広尾・更別工場廃止）とあいまって、1 戸当り平均の成牛飼養頭数を 1965 年の 7 頭から 75 年の 29 頭へと、急速に「大規模化」を形成せしめたのである。

以上みてきたごとく、開基以来の大樹町における酪農の創出過程は、冷害に悩まされ続けた農民層の論理、それを一定程度反映した農協・自治体の論理を基底においてのものであった。しかし同時にそれは乳業資本の地域把握に包摂される過程であり、とりわけ 1963 年以降の「集中量産」大型化体制下、自治体・農協を介して構造改善事業や酪農近代化計画等の網の目が個々の農民に選択的にかぶせられた。直接的生産者たる農民層は、農協や自治体との関係を持ちながらも、結局は「家」を単位とする家族協業体として、対応せざるをえなかった。その結果、家産蓄積の差異、また「家」のライフステージ、家族類型の優位差に応じての分解過程が進行した。まさに「社会的淘汰」の過程が展開されたのである。

ところで、かかる農業生産構造の変動は、町全体の就業構造・社会構造を変容させた。第 1 に 1960 年には農業就業者が 6 割弱を占めていたのが、75 年では 3 分の 1 となり、サービス・卸小売・製造・建設業就業者の比率を高めた（表 1）。第 2 に、非農林・民営の都市的諸機関数自体の数は 315（1960 年）→334（1975 年、うち

表 1 就業構造の変化

	1960年 就業者数 (国 調)	1975年 就業者数 (国 調)	就業者数 の伸び率 (1975/ 1960)	事業所統計 従業員数 国調 就業者 数(1975)
農 業	58.1%	33.0%	45.7%	
林 業	5.3	6.1	93.1	
水 産 業	2.6	2.8	84.2	
(小 計)	(66.0)	(41.9)	(51.1)	
鉱 業	0.1	0.2	160.0	87.5
建 設 業	3.8	7.4	156.2	50.0
製 造 業	7.1	11.6	132.2	89.5
(小 計)	(11.0)	(19.2)	(140.8)	(74.2)
卸 小 売 業	7.5	12.4	132.7	116.1
金 融 保 険	0.4	0.7	160.0	87.5
運 輸 通 信	3.6	5.1	112.6	61.2
電 気 水 道	0.3	0.2	64.3	111.1
サ ー ビ ス	9.7	16.5	137.6	89.8
公 務	1.5	3.9	205.0	99.1
(小 計)	(23.0)	(38.8)	(136.0)	(94.0)
分 業 不 能	—	0.1	(—)	—
総 計 (人 数)	100.0 (5,257人)	100.0 (4,234人)	80.5	87.4

表 2 部落別人口の変容

		農業部落	半農半漁部落	市 街 地
減 少 率	80～90%	1		
	70～80	1		
	60～70	7		
	50～60	7		
	40～50	4		
	30～40	6		1
	20～30	1		
	10～20	1	2	2
	1～10			1
増 加 率	1～10	1		
	10～20			1
	20～30			1
	250～300			1
	300～350			2
	400～450			1
35 年 の 人 口 数		6,754	380	3,798
50 年 の 人 口 数		3,191	324	5,069
減 少 率 (%)		47.2	85.3	133.5

1~4人規模 207, 30人以上 8)と大差なく、国調就業者数と事業所統計従業員数の比率から、町内通勤率が高まってきている。第3に、表2のごとく、町全体の人口減の中で農村部の人口が半減、市街地人口は増加しており、都市-農村関係のミニ版が農村市街地-周辺農業部落とのあいだに存在している。そうして、かつて40あった農業者の部落は、1970年以降統合されて29となる。第4に、離農者の移転先は1966~70年の5年間で、計209戸中、町内は45.5% (道内45.9%, 道外8.6%), 1973年度では24戸中の75%が町内に残った。これらの人々の町内での就労働向が注目される。第5に65歳以上の老人数は1960年の439人 (人口比4.5%) から75年の705人 (8.2%)へとふえ、市街地居住者が52%である。

以下、こうした地域産業・社会構造のなかでその生活史を歩んだ老人層 (60歳以上) の生活史を分析し、問題を摘出しよう。基本となる調査は1975年9月、過疎地域問題調査会の一環として北海道大学教育学部教育社会学研究室 (布施鉄治教授) が行なったもので、町内農業先進地T部落の老人のいる全14戸22人、農業後進地S部落34戸中29戸37人、市街地本町地区48戸中29戸37人、市街地老人アパート20戸中12戸15人、ほかに特別養護老人ホームの4人を加え、計79戸102人の老人層が対象である。S部落は依田勉三により開かれ、T部落は拓殖実習一期生層の集団入植した人々が中心であり、市街地本町地区は最初に市街地を形成した地域、老人アパートは1972年に町独自で建設した老人用の住宅施設、特別養護老人ホームは1967年に建てられた。こ

の両施設は後述のごとく、大樹町老人福祉施策の画期をなすものである。

III 老人層の家族生活史における自営形成および分解の過程

1 老人層の家業形成過程と後継者問題

地域産業・社会構造変動の過程は、地域住民にとってはその「労働-生活」史の累重過程である。「家」を単位とする家族協業体において、産業構造変動はその生業形態ならびに経営形態の変容として、また社会構造変動はその社会関係の変容として現われ、かかる過程総体が「家」そのものを変容させた。かかるものとしての老人層の「労働-生活」史分析は、高度成長期の「大規模」酪農専業化過程が、地域社会を形成し担ってきた老人層にとって、いったい何であったかをさし示すものである。

大樹町の場合、老人層の生活史は地域産業・社会の開拓史でもある。すなわち79家族102人の老人たちは出生家族から自立化し、大樹町において71家族までが新たな小経営を形成したが、その継承は37戸であったこと、ここに老人層の家族生活史の根幹がある。さて、老人諸個人の出生地・生家の生業・大樹への定住年代・定住した世代は表3のごとくであるが、表4により大樹来住時の生業をみると、開拓の歴史の古いS部落では男女とも父の代の農業入植者が多く、男子は家業後継3、養子1、分家5である。しかしS部落は山間で泥炭地が多く、海風の影響もあり、その生産基盤は劣弱である。1968年の国営パイロット事業導入以後、酪農化が進むが、町内農

表3 老人層の出生地・生家の職業・大樹町への定住年代

			(1) 老人の出生地						(2) 生家の職業						(3) 大樹町への定住年代						(4) 定住した代			計
			町内	十勝管内	道北	東北	関東・東海	関西以西	農業	漁業	都市自営	教員・吏員	職工	鉦員・日雇	明治	大正	昭和戦前	昭和20年代	昭和30年代	昭和40年代	親の代	本人単身	本人夫婦	
農業集落	S	部落	5	3	3	8	3	1	17	4			2	10	8	4		2	14	6	4	24*		
	T	部落				20		2	18		2	1	1	1		21			1	19	2	22		
市街地地区	都市自営層		2	5	4	2	2	5	7		8	3	1	1	5	6	7	2	6	4	10	20**		
	雇用者層		1	1	3	1		3	7	1	1				1	1	2	5	2	3	4	9		
	無職層		4		1	2	1		6	2					4		2	1	4		4	8		
	老人アパート居住者		3		2	5	3	2	11	1	2		1		3	2	8	1	3	4	8	15		
	特養ホーム入所者			1			1	2	3	1						1			3	1	1	2	4	
計			15	10	13	38	10	15	69	9	13	4	1	5	24	18	44	9	2	5	31	37	34	102

注 *：出生地不明1あり。

**：市街地農業者 (明治期に父の代が農業入植) 1を含む。

表4 大樹来住時の生業（カッコ内は親の代来住のさいの生業）

		農 業	漁業	都市 自営	被用者	無職	計
S 部 落	男	11 (8)			1		12
	女	11 (6)			1		12
T 部 落	男	13					13
	女	9 (1)					9
都市自営業層	男	2 (1)		7(2)			9
	女	3 (2)		7			10
市街地農業 雇用者層	男	1 (1)			2		1
	女	3 (1)					5
無 職 層	男	1 (1)		3			4
	女	2 (2)			1		3
老人アパート 居 住 者	男	2 (2)		3			5
	女	3 (1)	1(1)	1	2		7
特養ホーム入 所 者	男	7 (1)		1		1	8
	女	1 (1)				2	2
計		69(28)	1(1)	22(2)	7	3	102

業後進地帯といえる。他方、T部落は、拓殖実習場1期生である東北・北陸出身の農家二、三男が、同郷の妻を伴って農村更生運動下、集団入植した人たちが中心となっている。入植が大凶作期と重なり、さらに戦争がおおいかぶさってきたが、実習場で学んだ農法と同期生の団結によって、現在、町内農業先進地の一翼である。市街地の零細都市自営業層は、本人の代に大樹で創業した男子とそこへ嫁入りした女子とからなっている。

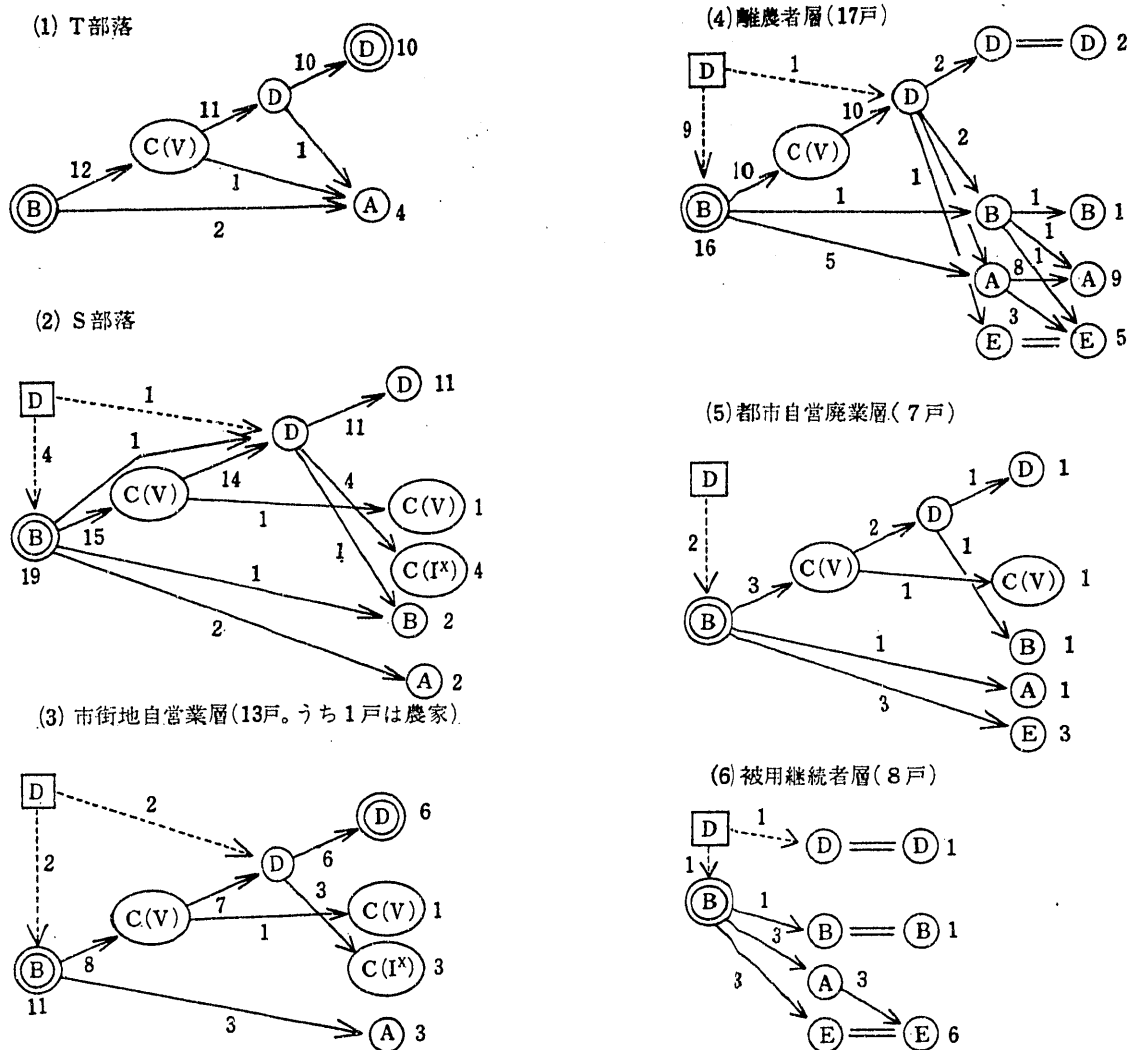
これらに対し、市街地の被用者家族老人、無職層の老人、そして老人アパート居住者（無職者）では、前二者は農業と都市自営業、後二者は農業を主体に来住（または後継）しながらも、いずれもそれらの家業を解体させた人々である。また特養ホーム入所者は離農者2、漁業

廃業者1、継続的被用者1である。すなわち、市街地居住のかかる層は、自営解体層（離農17戸、漁業廃業1戸、都市自営業廃業7戸）または継続的被用者層（7戸）の老人たちから成る。かかる老人層の生活の本拠ともいえるべき家族は、表5にみるごとくで、とりわけ無職層、老人アパート居住者、そして特養ホーム入所者には家族解体的状況がみられる。それは当然のことながら史的に形成されてきたものであり、日本資本主義発展のなかでの家族生活史がその基底にはある。

そこで、老人層の「家」を中心とした生業史ごとに、家族類型の変容をみると（図1）、後継者の有無、また嫁や孫の有無など、「家」の世代的発展を前進的に移行せしめたか否かということと、大規模酪農専業化過程、ないしはそのもとでの都市自営業の展開とが、密接に関連していることがわかる。すなわち、大規模酪農専業のT部落では、(D→D)類型をたどった家族が、搾乳頭数40頭（総頭数60頭）以上という上層農家群を構成し、現に構改を導入して酪農化を一気に進めようとしているS部落においても、営農の中心となっているのは(D→D)類型の家族である。そうして市街地都市自営業で9人規模のスーパーを営む「家」、また4人規模を維持している「家」はいずれもD類型であり、かかる一家総出の労働が、その自営業を支えているといっていよい。他方、都市自営業層ではB類型からの自営業、具体的には夫死亡後に妻が子育てのため店をたたんで出面とりとなったという場合が多く、安定的・恒常的雇用関係に入りえなかった継続的被用者層では、漁協管理職の1戸を除いては、D類型家族を形成しえなかった。これらに対し、離農者層での家族類型変容は複雑な経路をたどった。その根底には、後継者を喪失したプロセスの違いがある。すなわち、子供への後継を親自身が断念した型、後継を

表5 現在の家族類型

	夫婦のみ [A]	夫婦と未 婚の子供 [B]	親と子供 他出の夫婦 (C[I×])	親と子供 未出生の夫婦 (C[V])	親と子供の いる夫婦 (D)	単独世帯 (E)	計
S 部 落 農 家	2	2	4	1	10		19
S 部 落 非 農 家					1		1
T 部 落 農 家	4				10		14
市街地都市自営業	2		4		6		12
市 街 地 農 業	1						1
市街地雇用者層	1	3		1	4		9
市街地無職層	3					4	7
老人アパート居住者	5					7	12
特養ホーム入所者	1					3	1
計	19	5	8	2	31	14	79



$\boxed{D} \cdots \rightarrow$ は、老人がかって老親を 扶養していたことを示す。

家族類型は表5参照

図2 老人層の生活史と家族類型の変容

期待した子供が結婚前に他出した型、子供が一度は家業を継承し嫁をむかえた後に夫婦して他出した型、そうして家庭不和のため老人が「家」を出た場合——この場合においても、不和の原因は心理的要因のみでなく、現実の労働と生活における困難が基底にある——、以上の四つのプロセスが存している。

〔子供への後継断念型の事例〕

㉔ 1937年入植、長男は4人同胞の末子。「長男を大樹の農業高校へ入れた頃は、人に頼んだりして農家していた。息子は農業をいやだとはいっていなかったが、父さんが農家はあまりに苦勞が多いから子供にやらせたくないといって、高校の先生に相談したところ、先生も農家やらせるのはもったいないといってくれたの

で、息子は進学を決心した。機械が好きだったので神奈川大学の工学部に入った。」(1957年当時、夫57歳・妻52歳)「やがて息子のところへ行く」。

〔後継期待者他出型の事例〕

㉕ 1935年入植。「昭和39年も不作の年で、借金ばかりふえた。それで長男と次男の考え方が変わった。帯広に出て工場で働いて食べようといい、親と別れて出ていった。その時、地所のほとんどを手離してしまった。むしろ農協の借金のかたととられてしまったようなものだ。一番いい時には畑が15町くらいあり、小作もやっていた」(当時、夫55歳・妻57歳)。

〔家業継承の子供夫婦他出型〕

㉖ 大正年間小作入植し、その後自作農となる。妻は

1966年に死亡。1969年頃「息子の嫁の身体が弱く酪農をやっていけないということで、息子は農業をやめた。」そのとき長男30歳・老人80歳だった。長男はしばらく山仕事をしてから、2〜3年前帯広に出た。

〔家庭不和一老人他出型の事例〕

㊦ 昭和初年、旭川から入植。1971年に「長男が病気になる、町立病院に入院して4年になる。九州出身の嫁はぐうたらで働かず、長男と仲がわるい」という。老人夫婦は長男入院後も1年ほど「家」にいたが、1972年に老人アパートができたので入所した。当時老人夫婦は80歳と62歳、長男39歳。老人たちは「息子が心配」と案じている。

「子供への後継断念型」(4戸)はB類型からの後継者喪失で、家族類型変容は(B→D)2戸、(B→B)1戸、(B→A)1戸。「後継期待者他出型」(5戸)もまたB類型からの喪失だが、(B→A)4戸と多く、(B→D→E)が1戸ある。「家業継承の子供夫婦他出型」と「家庭不和一老人他出型」はともにD類型からの後継者喪失で、前者は(D→A→E)3戸、(D→A)と(D→B→A)が1戸ずつ、後者は(D→A)2戸、(D→B→E)1戸である。——すなわち、子供と現在同居しているのは「子供への後継断念型」のみで、「後継期待者他出型」と「家庭不和一老人他出型」は現在A類型が、「家業継承の子供夫婦他出型」はE類型が、それぞれ中心となる。しかも、こうした後継者喪失過程の差異は、今後の被扶養志向とも関連する(後述)。

しかし、かかる後継者問題は離農者層のみにみられる問題ではなかった。大規模酪農専業化への移行期以後をとってみても、T部落(14戸)では「後継期待者他出型」が2戸、「家業継承の子供夫婦他出型」2戸、ほかに「家庭不和一老人他出型」が2戸ある。そして「後継者他出危機克服型」2戸、「入植者他出危機克服型」1戸がみられる。それぞれ、多頭数飼育→大型機械導入→借金増大と労働密度増大とに関連してひきおこされた。また現に酪農化への道を歩んでいるS部落(農家19戸)では、「子供への後継断念型」5戸、孫の代の「後継期待者他出型」4戸、「家業継承の子供夫婦他出型」1戸があり、いずれも山仕事または郵便局外勤という二兼農家となっている。そこには「子供への後継断念型」の㊦の妻が「自分には苦しいことがあったが、子供はみんな酪農を離れ、楽に暮らしている」と語るとき、家族協業体を単位とする酪農専業化がもたらす社会的「淘汰」過程が進行しているのである。

他方、市街地都市自営業層(12戸)にあっては、「子

供への後継断念型」2戸、「後継期待者他出型」2戸(うち1戸は農業継承の後継者他出後にアパート業に転じたもの)があり、「後継期待者他出危機克服型」の4戸はいずれも、長男にかわり二、三男以下の子供が家業を継承した。人口減=顧客減という中での同業者の増加という、農村市街地の零細都市自営業層の存立基盤の脆弱さがそこにはある。

すなわち、「大規模」酪農化過程は家産蓄積の有無のみならず、家族協業体として後継者(および嫁・孫)との協働を確立しえなかった「家」の解体、あるいはそれへの予備軍化を激しく進行させた。そこに農村地域社会における老人問題の家族史的起点がある。したがって、農村地域社会の、農漁業を含む地場産業の確立、しかも「企業の論理」優先でなく地域住民の立場からの再形成が、農村社会における老人福祉の前提条件となる。

2 老人層の自営解体過程とその後の生活状況

さて、次に離農者・都市自営業業者の場合の、後継者喪失後の自営解体と公的扶助にいたる過程、そして現在の生活状態をみてみよう。17戸の離農者の後継者喪失年と離農年をみると(表6)、「後継断念型」→「期待者他出型」→「子供夫婦他出型」→「老人他出型」の順に後継者喪失時期が新しくなるが、いずれも離農時期は大規模酪農専業体制の確立期またはそれへの移行期である。つまり老人層は後継者喪失後も縮小した営農を続けていたのが、「集中生産大型化」が地域レベルで具現化してくる過程で、残りの土地を優良農家に売却し離農した。

しかしながら、後継者喪失類型が離農後の老人の生活を一義的に規定するのではなく、離農時の家族類型と老人の年齢(健康)がかかわっている。すなわち、表7のごとく、後継者喪失時→離農時の家族類型が(B=B)・(B→B)である㊦㊧㊨㊩の4戸は、帯広で長男と暮らしていた女性の㊨を除き、後継者喪失後の営農は無いが短く、市街地に集住し本人が被用者を現在も続けている。その労働の内容は、㊦は山を買って造材→ぜんそくで生保→1969年以後、出面とり、㊧は道路建設日雇、㊨出面とりである。現時点の家族類型はDないしBである(㊩

表6 後継者喪失および離農の時点

	後継断念		期待者他出		子供夫婦他出		老人他出
	喪失	離農	喪失	離農	喪失	離農	
1954~61	3	1	2		1		
1962~66			2	2	2	1	
1967~73	1	3	1	3	2	4	3

表 7 自営解体層の後継者喪失時年齢とその後の就労状況

後継者 喪失型	ケース 番号	喪失→離農 時の家族 類型	40歳	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	現在の 家族類 型	現在の生 計 源
離 農 者	後継断念型	B=B	○																								D	賃
		B=B																									D	賃
		B→A																									A	金
		B→A																									A	金・仕送
	期待者他出型	B→B																									B	賃
		B→A																									A	貯金・賃金
		B→A																									A	生保・年金
		B→A																									A	生保
		B=B																									E	貯金・仕送
	子供夫婦他出型	D→A																									A	賃金・年金
		D→A																									E	生保
		D→A																									A	生保
		D→A																									E	年金
都市自営廃業者	老人他出型	D=D																									A	生保
		D=D																									A	生保
		D=D																									E	年金
		D=D																									E	生保
	断念型	B→A																									A	生保
		B→B																									A	生保
		B→B																									E	年金
		B→B																									E	年金
	夫死亡の断念型	B=B																									C(V)	貯金
		B=B																									D	賃
	老人他出型	B=B																									E	生保
		B=B																									E	仕送・年金

注 ▲……は後継者喪失後の営農, ○は被用者就労, △は家事従事, ×は無職, ●は老人アパート, ■は特養ホーム入所を示す。

はB→D→E)。これに対し後継者喪失時B類型、離農時A類型(B→A)というのは⑥②④⑥⑦の5戸ある。それぞれ14, 10, 11, 16, 5年のあいだ、夫婦で営農を続け、すべての子供が他出してから市街地に集住し、73歳まで営農を続けた⑥を除き、60歳台で出面取りなどの被用者となったが、現在は④が町営牧場日雇(5月末～8月、天気の良い日)をしているのみである。そこには老人の健康の問題が存し、⑥骨折、②目悪い、⑥右手親指切断、⑦高血圧という病歴・事故歴のため、「いまは働いていない」。現在の家族類型はすべてA類型である。

(D→A)型の離農時60歳台の老人は(B→A)型の老人と同じく、リウマチでねたきりとなった⑥以外は、後継者喪失後の農作業をへて、農家の出面などをし、⑥(女子)と③は心臓弁膜症、また腰の骨がずれているため働けなくなり、前者は通産局の測水(月に2～3回)の仕事をしている夫の賃金と年金で生計をたて、後者は夫の死亡とともに生保世帯となった。これに対し、(D→A)でも離農時70歳以上の老人は、「老人他出型」の人々と同じく、離農→老人アパート(または特養ホーム)の生保・各種年金生活者となる。

以上のごとく、離農層老人の場合、その家族類型のどの時点で離農したか、その時老人は何歳であったかが、離農後の就労を規定している。すなわち、離農時B類型(未婚の子供をかかえている「家」と、老人夫婦家族A類型のうち離農時70歳未満の人々は何らかの形で就労した。それが現在まで継続されているか否かには、老人の健康がかかわっている。しかも、ここで留意しなければならないことは、その労働の質の問題である。B類型からの離農者で、現在63歳と相対的に若く、健康も良好だという④は道路建設日雇をしているが、その労働を「動物のようにコキ使われるから、生まれて来なかった方がよいように思う」と語る。ここに農村市街地における「老人向き」の仕事の性格を端的にうかがうことができる。

かかる離農者老人に対し、都市自営廃業者老人の場合、いずれもB類型からの後継者喪失で、かつ雑貨屋をしていた⑧のみがA類型からの廃業=老人アパート入所であるのを除くと、B類型での廃業である。しかし、その内実はそれぞれ異なるが、⑤⑦⑨⑩のごとく、業主であった世帯主の死亡がその基底にあった。すなわち、「夫死亡→子供への後継断念型」の3戸の夫は、⑤旅館(兼砂金掘店)、⑦便利屋、⑨枕木づくりの業主だったが、その死亡後、妻は子育てのため出面に出て、「1日も休まず」、「睡眠時間平均3時間で頑張った」のである。

そうして、息子を町内の郵便局に就職させた⑩はD類型となり、「子供たちに帰ってこいといっても町内に働く場所がない」という⑩はE類型だが仕送りをうけ、「4人の娘を女手一つで育てるのは大変だった」⑩は、長女が20歳のとき病気で倒れ、その子が38歳で結婚他出するまで面倒をみてもらった。これに対し、時計屋だった⑩は業主死亡時、長男が郵便局に勤めていたため、本人は縫物内職をしながら息子夫婦と暮らす。このように、業主の死亡は都市零細自営業者にとって決定的ダメージとなるが、さらにその時のライフステージが、また他出子女の経済状態が、老人層の現在の生活状況にかかわっている。

以上、離農者および都市自営廃業者の自営解体後の就労状況・家族類型変容をみてきた。そうしたなかでの現在の生計源は、都市自営廃業者の場合、半数が家族の者の賃金であり、生活保護は少ない。他方の離農者は本人の賃金を主とするものと生活保護とが3分の1ずつを占め、その生活状況は長年市街地に居住している都市自営廃業者より悪い。それでは家計費水準はどれくらいか。表8はそれを他階層と比較してみたものだが、1人当りの家計費はT部落と市街地都市自営層で月2.5万円以上であるのに対し、都市自営廃業層は2.0万円以上とさがり、継続的雇用者層老人では1.5万円以上となる。この水準は農業後進地帯のS部落の家計費水準が低い部分に匹敵する。しかしS部落の二兼農家11戸のうち、この位置にあるのは3戸のみである。

これらに対し、離農者層は2.5～2.9万円台の「家」が4分の1あるが、2万円未満が3分の2である。そうして、離農者を含め、1972年に建てられた老人アパートの居住老人は、家計費水準が低く、生保受給者が多い。かかる点において、老人アパートは独居老人または老人夫婦家族の生活の最低保障を、生活保護をもかぶせることによって果たしているといえることができる。とはいえ、1975年9月の調査時点ということを加味しても、市街地居住で月2万円未満でいかなる「文化的生活」が営めるであろうか。地域社会における老人福祉を考えるさい、老人層の経済的生活の保障が、とりわけ離農者層、さらには継続的雇用者層に対してなされねばならない。しかもそれは年金・生保等の受給額のアップのみでなく、少なくとも70歳未満の老人層には、それぞれの健康と生活史にふさわしい職場の保障、すなわち可能なかぎりでの社会的労働——生産のみでなく——への参与の保障が望ましい。かかるレベルでの問題が、地域社会における老人福祉にとっての第2の要件である。

表 8 家計費水準 (1人ヵ月平均)

(単位 万円)

4.0以上				••	•		3
3.5~3.9				•		•	2
3.0~3.4		•	•		•••	••	7
2.5~2.9	••••	••	•	•••••	•••	••••	19
2.0~2.4	••	◎◎•	•	•	•	•••	11
1.5~1.9	AAAA ◎◎◎◎ ◎◎•• AHA		AAA ◎◎◎			•••••	14
1.0~1.4	AHA ◎◎•	A •				••	7
	離農層	自営廃業層	継続的 被用者層	都市自営層	T部落	S部落	63

注 ○: 生活保護受給, A: 老人アパート, H: 特養ホーム入所を示す。

IV 大樹町老人福祉施策の展開と 老人層の被扶養志向

1967年は「集中量産体制」下、大樹町「大規模」酪農専業化への歴史的起点をなすが、同時にまた、この年から老人福祉施策が本格的に展開された。老人福祉法制定(1963年)の前年、市街地地区における最初の老人クラブ設立、1964年「町民憲章」作成(「としよりをいたわり、うやまい、その労をねぎらいましょう」の1項を含む)、また日赤奉仕団や社会福祉協議会活動の活発化を背景に、全道4番目の施設として、1967年、特別養護老人ホームがオープンした。それは老人福祉の出発点、さらに福祉そのものの原点とされた。「ホームが町民の施設として成長するよう深い理解と協力を求めながら在所者の精神的サービス、すなわち情緒的安らぎと生活意欲を与える」と、1969年町長執行方針(革新系)はのべた。町広報誌による紹介、町民からの「志」、町仏教界の法話慰問が、現在に至るまで続けられている。

特養ホームはねたきり老人と同時に独居老人をも対象としたが、後者については1972年、町独自の施策として「老人アパート」が市街地に建設される。町は1968年以降、農村「社会開発」のさまざまな制度枠のなかで、S部落児童館、T部落福祉ホームなど、「コミュニティ・

センター」を建設する。市街地には全町的な福祉センター(1970年)、老人と母子の家(1972年)が作られ、後者は老人層と児童との交流を目ざした。そうして、この隣接地にある老人アパートは、町長施政方針(保守系、1972年)において、「老人世帯が近隣との人間関係を維持しつつ、地域社会で生きがいのある老後を見出せるようにしてあげながら、老人ホームヘルパーの活動が十分発揮できるよう」な施設と位置づけられた。1973年からの老人専用居室整備資金貸付制度、さらに農業委員会を仲介とする父子契約制度の推進は、在宅老人対策でもある。

現在、町の老人施策は三つの柱にまとめられる。第1は老後保障対策で、制度的なものほかに、町独自では敬老年金(70歳以上、月1.8万円)と医療費無料化(67歳以上全員、ねたきり老人は60歳以上、所得制限撤廃)が中心である。第2はひきつづく「コミュニティ・センター」の建設。そうして、もっとも力点がおかれているのが、第3の「生きがい」のある生活づくりで、老人クラブ助成、寿大学開催、老人農園づくりなどにその眼目がある。大樹町の老人への社会教育、社会福祉活動は、1968年以来、社会福祉の集い、老人の集い、高齢者健康コンクール、老人スポーツ大会、老人クラブ対抗演芸大会等の形でなされてきたが、73年以後は寿大学を中心とす

る「生きがい」の追求が前面に出る。そこには次のような反省があった。「ここにすぐれた設備が新しくできたとします。それは社会福祉の一つの前進には違いありません。はたしてそれだけで判断してよいだろうか。それがその施設の人々にとってどういった作用をするのだろうか。施設あつての施設の人々ではなく、施設の人々が主人公なのです。」(『ホームヘルパーの一日』『広報たいき』63号, 1972年)。

以上みてきた大樹町福祉施策は、産業構造変動下、後継者の喪失や離農を迫られた「家」が続出し、老人問題が顕在化してくる過程で展開されたものであるが、それらは老人たちの生活にどんな意味をもっているのであろうか。まず第1に、町の福祉施策については、市街地居住者を中心に「公共施設・医療機関は充実」と評価される。たとえば老人アパート居住の㊸が、「これ以上何も望まない、これだけでたくさん。見ず知らずの人間をこんないいところに入れてくれて」と語るごとくである。しかし、診療所が閉鎖されたままになっているS部落では医療への要望は深刻であり、地域格差は是正されていない。第2に生活の物的保障の面では、私的扶養体制の稀薄な市街地自営解体層、継続的雇用者層老人の中に、生活保護費・各種年金の増額、そして「老人になっても働ける場所を建設してほしい」(㊹)との声が出る。上にみた㊸にしても生保世帯で夫がねたきりであり、月額実費2.8万円で大変なところを、「この年になって望みをたててみたって仕方ない」との諦感を表わすのである。

第3に、町の福祉施策は老人層の社会関係をいかに変容させ、いかなる「生きがい」を創出したかという問題がある。老人クラブの自主性にゆだねられている老人大学(民謡・写真・書道・俳句・園芸)への1974年度入学者は284人、10組織ある老人クラブの加入者は554人で、町全体の60歳以上老人のそれぞれ27%、54%を占めるとされる。しかしそこには老人層の生活基盤に基づ

表9 老人クラブへの加入

	○	△	×	計
T 部 落	9	2	5	16
S 部 落	10	6	5	21
都 市 自 営 層	6	6	8	20
自 営 解 体 層	6	5	16	27
継 続 的 雇 用 者 層	2	3	3	8
計	33	22	37	92

注 ○: 加入し活動に参加, △: 加入するも活動には加わらない, ×: 加入していない。

く差異が存する。表9にみるごとく、老人クラブに意欲的に参加しているのはT部落とS部落の老人で、都市自営業層、継続的雇用者層では未加入者4割、自営解体層では6割と、市街地居住者の参加が悪い。もちろん、そこにはT部落④の妻のように、「出ていくのが楽しみ、大勢の人の中にいると新しい人とのつきあいがはじまって楽しい」と、その社会関係を老人クラブを通して上げた人はいる。こうしたことが、健康上、生活基盤上、そして諦感の中で、多くの人に共有化されないところに問題が存している。

老人層の有する社会関係の構造を、「何でも話せる親しい友人」の関係からみると、表10のごとく、男性では、T部落の場合は拓殖実習場——集団入植以来のともに支えあってきた仲間、老人層世代における血縁のネットが稠密なS部落では親類、継続的雇用者は近隣と職縁がそれぞれ多く、都市自営業層は開業以来の近隣およびその他の契機へと広がる。しかし自営解体層はほとんど

表10 「何でも相談できる親しい友人」の存在 (MA)

	(男 性)					(女 性)				
	T 部落	S 部落	都市自営	自営解体	被用継続	T 部落	S 部落	都市自営	自営解体	男女計
親		2					1		2	5
親+近		1		2			1		3	7
親+近+県		1								1
親+近+職		1			1					1
親+近+サ										1
親+学+職		2								2
近	1	1	3	4	3	3	8	6	11	40
近+学	7		1							8
近+学+県	3									3
近+県			1							1
近+職					3					3
近+サ						2				2
近+サ+県						3				3
近+老ク								1		1
職					1					2
職+公		1								1
公	1		2							3
サ	1		1					1		3
老ク		1								1
老ク+県			1							1
な し		1	1	2		1	2	1	2	10
計	13	11	10	8	8	9	12	9	18	98

注 親: 親類, 近: 近隣, 職: 職縁, 県: 同県人, サ: 文化サークル, 老ク: 老人クラブ, 公: 公職関係。

表 11 月・年単位の社会的行動 (MA)

家 族 類 型	T 部 落		S 部 落		都 市 自 営		自 営 解 体		被 用 継 続		計
	D	A	DCB	A	DC	A	DCB	AE	DB	E	
買 物 病 院	1	2		1				1			5
	2	1	1		1			4			9
子 供 訪 問	4	3	2		2	1	3	7	1		23
親 戚 訪 問	1	3	1		3			3			11
冠 婚 葬 祭	4	1			4				1	1	11
子供との旅行	1		1	1	1			2			6
お 参 り		1						2	1		4
老人クラブの旅行	2		4	1	2	2		3			14
その他の旅行	6	3	1	1	6	4	3	2	2		28
仕事・公務の出張	3		1		4				1		9
出 な い	1	1	6		3		1	5		4	21
計	26	17	18	4	26	7	7	28	6	5	143
答えた老人数	15	7	17	4	15	4	7	22	3	5	99

近隣のみに集中する。こうした傾向は女性の場合、さらに特化した形で現われ、T部落での文化サークルへの広がりに対し、都市自営層→S部落→自営解体層の順で、近隣への比重が増大、自営解体層の場合は8割弱となる。

これらの事実は、女性の社会関係が狭隘であること、さらに自営解体層は男子をも含め、離農層を中心として、自営解体後の市街地での生活において、未だ新たな社会関係が近隣を越える形では成立してはいないことを示している。かかる自営解体層老人の生活を支えているのは、やはり子供、とくに娘である（この層のA類型10戸中、5戸は週単位の、4戸は月単位の他出した子供の来訪をうけ、E類型でも8戸中、それぞれ2、4戸である）。しかし、継続的雇用者層のE類型は6戸中、年単位3戸、来ないもの2戸であり、かかる層がむしろ血縁のネットから切りはなされている。

ところで、表11により月・年単位の老人層の社会的行動をみると、全体として、他出している子供や親戚とのつき合いと旅行が多いなかで、S部落・都市自営層の子供と同居している老人、とりわけ被用継続した独居老人にどこにも出ない人が多い。他方、99人の老人中52人までが何らかの旅行に出かけており、老人層の楽しみであるが、被用継続の独居老人はゼロ、S部落の子供との同居老人は3割台で、自営解体層老人より低い。子供・親戚訪問はT部落A類型、自営解体層A・E類型に多く、継続的雇用者層のE類型老人では皆無である。——このようにみると、自営解体層老人は「家」の解体、さらに家族解体に直面しているとはいえ、家族解体しきった継

続的雇用者層のE類型老人と比べ、まだ親族との交流のなかにあり、生活を少なくとも精神的に支えられていることがわかる。社会的行動という面ではS部落、都市自営層(特に女性)に家ないし部落にとじこもっている人が多く、前者にとって老人クラブが果たす役割が大きい。

しかし、今後の被扶養志向においては、子供との関係はより複雑になる。自営解体層の場合は、子供との同居希望が全体的に強く望まれているなかで、その実現可能性は後継者喪失時の諸類型と関連していて、「後継断念型」→「後継期待者他出型」→「子供夫婦他出型」→「老人他出型」の順に低まる傾向にある。すなわち、離農者の「後継断念型」は同居2戸のほか、他の2戸も将来の同居がきまっている。「後継期待者他出型」では5戸中、同居予定は1戸であるが、他出した子供との何らかの連絡があり、同居の期待ももちうる。しかし「子供夫婦他出型」(5戸)および「老人他出型」(3戸)では子供との同居は「面倒みてくれればいいにきまっている」ということになり、施設入所志向が半数ある。他方、都市自営廃業層の「後継断念型」は同居か同居予定であり、「老人他出」の1戸は施設志向と、離農層と同様である。——かかる自営解体層の志向性は、老人層の生活史をかけた営みであった家業・家産の継承をめぐるさいのコンフリクトが、強く生きていることを物語る。

これに対し継続的雇用者層の場合、日常生活においての血縁のネットの希薄化ともあいまって、安定的雇用のD類型1戸をのぞく7戸中、4戸までが施設志向、残りは同居願望である。かかる継続的雇用者層は、そのすべ

てが太平洋戦争で生業転換を余儀なくされ、戦後に大樹に來住した層であるが、㊤(E 類型)が「今までの希望はみんなはずれたので諦めには慣れている。しかし諦めていても寂しいのは寂しい。相談相手がいない、他人に自分の気持ちを訴えられない」という状況下にある。ヘルパーも励ましきれない、こうした老人層の気持は、その生活史と固く結びついているのであって、この点、T 部落 D 類型の老人層がもつ、自分の生活そのものが郷土の歴史だという誇り、そしてその歴史の執筆・出版を「生きがい」とすること等とは、まさに対照的である。しかし同じ農村部でも、現に「大規模」酪農化への道を歩んでいる S 部落の C・D 類型では、不明 2 を除く 14 戸中の 5 戸までに親子の葛藤がある(経営上の方針、「ひがみ」など)。

かかる現実には、老人層が現に家族または施設で生活していても、決してそのなかでのみ完結しているのではなく、社会的広がり、また諸個人の生活史的広がりをもっていることを示している。老人層への在宅福祉、施設福祉における諸サービスは、かかる側面への理解、がなければならない。それが、「劣等処遇」的発想からの「脱皮」を裏づけよう。地域における老人福祉の第 3 の要件である。

V 大樹町にみる地域社会計画と地域福祉の展望

以上みてきたごとく、老人福祉にあっては老人層の生活史に対する理解が必要である。それは第 1 に、老人層が必死の思いで労働し、その家族生活を支えてきたという点にかかわっている。「いままでのあいだで生活の一番苦しかったのはいつか」ということを教えてもらおうと、共通して出てくるのが、戦中から戦後初期にかけて、子だくさんだった頃のことである。今の老人層が、戦争の直接的体験者であり、その生活史を通して社会的な「知恵」を培ってきたことは決して忘れてはなるまい。

第 2 に、「大規模」酪農専門化が老人層を 2 分したことである。冷害に負けない寒冷地農業の確立、大型機械による肉体摩耗の労働の軽減という願望が、乳業資本や国の政策と結びつくことによって、離農者の析出、その市街地への集住、公的扶助、かかる老人層の社会福祉活動への未結集が現実には存し、かつ零細企業、日雇労働に従事してきた老人層の家族解体状況がある。かかる点からみると、町の老人福祉施策は、産業構造改善政策への後追いの性格がないとはいえない。

したがって第 3 に、福祉の問題は施設・福祉サービス面の充実とともに、地場産業育成政策との関係で捉えられねばならない。つまり、地域社会における老人福祉は、

その前提条件としての産業政策との関連、物質的生活と健康への社会保障のレベル、老人層の生活史への理解に基づく福祉サービスのレベル、から成り立つものである。

今日、産業振興の土台の上に教育・福祉の向上を結合させた地域社会計画が強く求められているが、結合の論理が問題となる。大樹町では農協サイド、自治体の試みがある。前者は、T 部落上層農⑨の息子が「離農はまだまだ出る、いずれ自分のところにもくるのではないかと語る事態を背景に、地域農業生産システム化(搾乳一育成一牧草生産の分業化と農協牧草工場を中核とする統合)を構想している。それは、これ以上離農者を出さない、土地は増えない、「家」単位の生産はくつがえさないという前提のもとで、大型化をさらに一気にすすめ、乳価問題にふりまわされない体制を志向している。しかし T、S 部落の後継者のない「家」がすでに牧草販売農家である現実を拡大する可能性を有するが、そこには農協サイドからの乳業資本への一定の評価がある。T 部落上層農⑨が「雪印は農民組織の乳業会社だったものが、農民離れしてきている。十勝農協連の共同乳業会社は乳価問題に答えてくれる」と語るように、農民層の間に乳業資本への親子関係の擬制を伴った評価からの離脱が存しているのである。

そうして、乳業資本自体、1970 年代に入ってから「酪農生産基盤の著しい沈下現象」に直面し、かつ「北海道における農民工場の増設が当社の原料乳確保並に工場操業に大きな圧力材料となっている」(社史)と、労働組合との賃上げ交渉のなかで言明せざるをえない事態がある。しかし労働組合は、厚生年金、育英資金・生活資金融資、住宅資金貸付等の「企業福祉」のなかで、賃上げスト、あるいは工場統廃合を雇用保障の側面に取り上げても、直接的生産者にまでは十分な目が届いていない。

他方、農協サイドの農業生産システム化構想が福祉には言及していないのに対し、町総合開発計画(1973 年)は、「老人を孤立的な環境におかず、彼等のもつ潜在的な能力を引き出して可能な職業・仕事を与えること。…そしてこれらの職業・仕事を通して、社会生活上の生きがいを感じさせること」との展望を出した。しかし、地域産業振興が補助事業導入による経営規模拡大、農村地域工業導入計画による企業誘致(町過疎地域振興計画、1975 年)というなかで、その具体案は立っていない。しかも町の展望にもかかわらず、さらなる離農者が析出される可能性がある。地域産業振興のためには、国の政策自体が修正されねばならないであろう。

こうした中で、現に「大規模」酪農専業経営のもと、健康破壊的労働、子供と顔を合わせられない家庭生活下にある営農担当者、T 部落二代目層の中に、「ゴールなき拡大」への反省が生まれていることに注目したい。ここでは、「集中量産体制」にくみこまれた自分たちを、お互いの「競争意識」が強すぎたと直視し、農民も人間らしい生活ができるよう、自分たちのあいだでの酪農ヘルパー制、形骸化した実行組合の生産組織への再建、共同経営の志向など、新たな段階での社会的協業化への方向が模索され、老人層もまた「一つの新しいものを目ざすグループが出てくるといったことが必要だ」と、かか

る若い層の動きを支持している。

農村社会における福祉の問題は、直接的生産者の労働と生活の問題に直結しているものであり、それを原基として新たな生産・労働と生活の社会的協働形態の創出の中に、老人問題は位置づけられねばならない。

(付 記)

本稿は 1978 年 10 月、日本社会学会テーマ部会（「企業福祉と地域福祉」）報告に手を入れたものである。多くのご助言に感謝したい。